

利平茶屋森林公園
指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

桐生市地域振興整備局
黒保根支所地域振興整備課

目 次

1	指定管理者制度導入（公募）の趣旨	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定期間	1
5	標準指定管理料	1
6	ネーミングライツの導入	2
7	応募資格	2
8	欠格事項	2
9	共同事業体による応募	2
10	応募手続き	3
11	応募に関する留意事項	4
12	指定管理者の選定及び協定の締結	5
13	問合せ先及び応募書類提出先	6

利平茶屋森林公園指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入（公募）の趣旨

桐生市では、桐生市森林公園の利用者へのサービス向上と施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年桐生市条例第 1 号）、桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例（平成 17 年桐生市条例第 85 号）（以下「設置管理条例」とする。）第 17 条の規定に基づき、利平茶屋森林公園の管理運営業務を行う指定管理者を公募します。

本募集要項は、利平茶屋森林公園の指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものであり、本募集要項と併せて配布する利平茶屋森林公園指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）と一体の資料とします。

2 施設の設置目的

森林を保護するとともに、その利用増進を図ることにより、市民の休養及び研修の場として提供することを目的とする。

3 施設の概要

- (1) 名 称 桐生市利平茶屋森林公園
- (2) 所 在 地 桐生市黒保根町下田沢字赤面国有林 413 林班は 2 小班外
- (3) 管理範囲 別紙 「利平茶屋森林公園指定管理者業務仕様書」に記載の「3 施設の概要」のとおり
- (4) 管理施設 別紙 「利平茶屋森林公園指定管理者業務仕様書」のとおり

4 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間

5 標準指定管理料

指定管理期間中の各年度の標準指定管理料

9, 018, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（5 年間 総額 45, 090, 000 円）

- (1) 指定管理料の額は、申請の際に提出された収支計画書において提案された指定管理料を元に、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）ごとに、市の予算の範囲内で協定により定めます。基本的に余剰金の精算や不足額の補填等はいりません。
- (2) 支払い時期、支払方法等は「本協定」で、具体的な金額を「年度協定」でそれぞれ定めます。
- (3) 期間内において消費税及び地方消費税が変更になった場合には、それに対応するものとします。

6 ネーミングライツの導入

市では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツを導入する可能性があります。市がネーミングライツを実施する場合、指定管理者は実施に支障のない範囲で協力していただきます。ネーミングライツの導入に伴い、指定管理者が行う業務内容等に変更が生じることがあります。その際、指定管理者と市は業務内容等について別途協議を行うこととします。

7 応募資格

応募できる者は、指定期間中に利平茶屋森林公園を安全かつ円滑に管理運営することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の団体により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）とし、個人での応募はできません。

8 欠格事項

次に該当する法人等及び共同事業体は、指定管理者になることができません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権をしていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般指名競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に該当する者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更正又は再生の手続をしている者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は役員が、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (8) 当該団体又はその代表者が、国税又は地方税を滞納している団体
- (9) 公の施設（以下「施設」という。）を管理するにあたって、必要となる資格及び免許等を取得していない者
- (10) その他、桐生市長が指定管理者の候補者として選定又は指定管理者として指定することが適当でないと認める者

9 共同事業体による応募

共同事業体は構成団体を特定し、共同事業体の名称及び共同事業体内で代表となる法人等を定める必要があります。単独で応募した法人等は、共同事業体の構成団体として応募することができません。また、複数の共同事業体において、同時に構成団体となることはできません。

10 応募手続き

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年7月15日（火）から令和7年8月18日（月）まで
- イ 配布方法 桐生市ホームページよりダウンロード
URL : <http://www.city.kiryu.lg.jp/>
※紙文書で配布を希望する場合は、配布期間内（土、日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までの間に、桐生市地域振興整備局黒保根支所地域振興整備課（以下「地域振興整備課」という。）の窓口で配布しますので、事前にご連絡ください。

(2) 現地説明会の実施

募集要項に関する説明及び現地の状況等についての説明会を実施します。応募を予定している法人等及び共同事業体は必ず参加してください。現地説明会に参加しない場合は応募できません。当日は募集要項等の配布はいたしませんので、各自でご持参ください。

- ア 開催日時 令和7年8月20日（水）午後2時から
- イ 開催場所 利平茶屋森林公園
- ウ 申込方法 令和7年8月18日（月）午後5時までに現地説明会申込書（様式6）に必要事項を記入し、E-mail で地域振興整備課へ送付してください。参加人数は、1法人等及び共同事業体につき2名以内とします。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項及び業務仕様書の内容に関する質問を受け付けます。

- ア 受付期間 閉庁日を除く、令和7年7月28日（月）午前9時から
8月28日（木）午後5時まで
- イ 提出方法 質問書（様式7）に必要事項を記入の上、E-mail で地域振興整備課へ送付してください。なお、窓口及び電話での質問にはお答えできません。
- ウ 回答方法 質問に対しては、令和7年7月29日（火）から9月1日（月）の期間に現地説明会参加者へE-mailにより回答いたします。なお、回答は本募集要項及び業務仕様書と一体のものとして効力を有するものとします。

(4) 応募書類の受付

- ア 受付期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月8日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 受付方法 応募書類は持参または郵送（必着）により提出してください。郵送の場合の送付先は本募集要項6ページに記載してあります。
- ウ 受付場所 地域振興整備課 産業振興係

(5) 提出書類

	書 類 名	様式
	チェックリスト	
①	指定申請書（桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号）	様式第1号
②	指定管理者指定申請に係る誓約書	様式1
③	団体概要（共同事業体の場合構成団体ごとに記入）	様式2
	※1 共同事業体の場合 共同事業体構成団体表	様式2-2
	※1 共同事業体の場合 共同事業体結成の協定書等	—
④	事業計画書	様式3
⑤	役員等氏名一覧表	様式4
⑥	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	—
⑦	法人の履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）	—
⑧	※2 直近3か年の事業年度の決算書類（貸借対照表、財産目録及び損益計算書）	—
⑨	※2 直近3か年の事業報告書	—
⑩	法人税、消費税及び地方消費税納税証明書 （納税証明書の種類は「その3の3」で提出すること） 県税及び市税完納証明書 納税義務のない団体はその旨の申立書	様式5

※1 官公署発行の証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものを提出してください。

※2 法人設立後、3年を満たない法人等及び共同事業体は設立後から直近までを把握できる書類を提出してください。

(6) 提出部数 13部（正本1部、副本12部）※チェックリストは1部のみ

1.1 応募に関する留意事項

(1) 接触の禁止

法人等及び共同事業体は、選定委員会委員及び本件に係る市職員に対し、本件提案についての接触を禁止します。

(2) 重複提案の禁止

提案は、1法人等及び共同事業体につき1案とします。なお、提案及び提出した書類の内容を変更することはできません。

(3) 法人等及び共同事業体職員以外による、以下の行為の禁止

ア 現地説明会への代理出席

イ 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

ウ 選定委員会への代理出席

- (4) 虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (5) 使用料金の改定
令和8年4月1日施行の設置管理条例改定に伴い、使用料金が改定されます。改定後の使用料金に基づき、提出書類を作成してください。なお、改定後の設置管理条例は桐生市ホームページにて確認できます。
URL : <http://www.city.kiryu.lg.jp/>
- (6) 応募書類の取扱い
応募書類は、理由を問わず返却しません。
- (7) 費用負担
応募に際して必要となる費用は、応募者の負担とします。
- (8) 提出書類の著作権
市が提示する設計図書の著作権は市に帰属し、応募者の提出する書類の著作権は応募者に帰属します。なお、市は、本事業において選定結果を公表する場合その他必要と認めるとき、提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。
- (9) 提出書類の取扱い
提出された応募書類は、桐生市情報公開条例における公文書として、同条例に基づく開示請求の対象となります。公開の可否は同条例に基づき市が決定します。
- (10) 追加書類の提出
市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (11) 応募の辞退
応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出してください。

1 2 指定管理者の選定及び協定の締結

- (1) 指定管理者の選定及び協定の締結までのスケジュールは、以下のとおりの予定です。

項 目	予 定 時 期
募集要項の配布	令和7年7月15日（火）～8月18日（月）
現地説明会	令和7年8月20日（水）午後2時
質問書の受付	令和7年7月28日（月）～8月28日（木）
質問書の回答	令和7年7月29日（火）～9月1日（月）
応募書類の受付	令和7年9月2日（火）～9月8日（月）
指定管理者の候補者の選定（ヒアリング等）	令和7年10月上旬
結果の通知	令和7年10月中旬
仮基本協定の締結	令和7年11月上旬
指定管理者の指定の議決	令和7年12月下旬
本協定の締結	令和8年1月下旬
業務の引継ぎ	令和8年2月上旬～3月31日
指定管理者による業務開始	令和8年4月1日

(2) 選定委員会の設置

桐生市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条に基づき桐生市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定します。

(3) 選定方法・選定基準

候補者の選定にあたっては、委員会において指定管理者選定基準に基づいて行います。選考にあたっては、応募者から提出された申請書類及びヒアリング等により総合的に評価して選考し、候補者を選定します。また、ヒアリングでは委員会による質疑応答を行いますので出席をお願いします。

なお、出席者は法人等及び共同事業の構成員のみ3名以内とし、出席に際しては身分証明書で確認させていただく場合があります。

候補者の選定結果は、各応募者に書面でお知らせするとともに、公表します。

総合評価の判断基準として、点数制を採用しますが、審査の結果、該当なしとする場合もあります。

(4) 指定管理者の指定

地方自治法の規定に基づき、指定管理者の指定は、候補者を指定管理者として指定する議案を桐生市議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。なお、市議会の議決が得られなかった場合については、当該施設に関わる業務及び管理の準備のため支出した費用等については一切補償しません。

(5) 協定の締結

ア 候補者と施設管理に係る細目について協議を行い、合意に至った後、「仮基本協定」を締結

イ 桐生市議会の議決後に仮基本協定に基づき、「本協定」を締結

ウ 毎年度、指定管理料の金額等に関する「年度協定」を締結

(6) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が協定の締結までに、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 正当な理由なくして、協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

1.3 問合せ先及び応募書類提出先

桐生市地域振興整備局黒保根支所地域振興整備課 産業振興係

〒376-0196 桐生市黒保根町水沼 182 番地 3

電話 0277-96-2113

FAX 0277-96-2571

E-mail k-chiikishinko@city.kiryu.lg.jp